

大崎町教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書

令和3年8月

大崎町教育委員会

大崎町教育委員会外部評価の基本方針

1. 概要

平成19年6月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部が改正（平成20年4月1日施行）され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

このことから、本町教育委員会では法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民への説明責任を果たすため外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検を行うこととした。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成20年4月1日施行）

2. 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とする。
- (2) 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を行う。
- (3) 評価の対象・方法は、毎年度、見直しを行う。
※ 平成28年度から評価方法を見直すこととした。

3. 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会委員の活動状況
 - ① 定例及び臨時教育委員会の会議状況
 - ② その他の活動状況
- (2) 教育委員会所管の事務事業
教育委員会が所管する事務事業について教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4. 点検・評価の手順

- (1) 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- (2) 外部評価委員による評価
- (3) 報告書の作成
- (4) 教育委員会で報告書の決定
- (5) 議会への提出及び公表

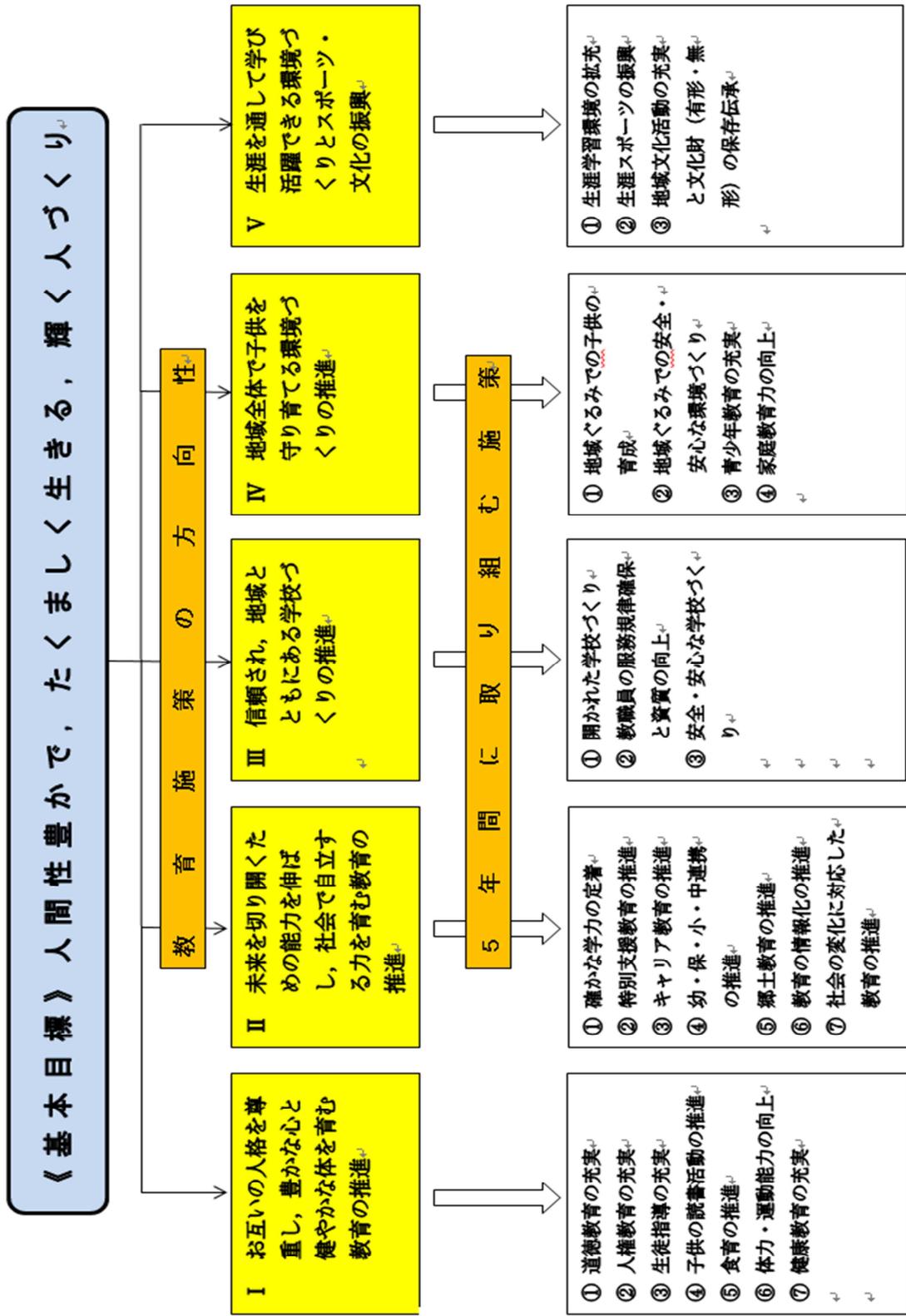
【評価項目】

- 【1】 大崎町教育振興基本計画施策体系図 (P3)
- 【2】 教育委員会委員の活動状況の評価について (P4~7)
- 【3】 主要事業の評価について
 - 管理課関係
 - ①「確かな学力」の定着 (P8~9)
 - ②幼・保・小・中連携の推進 (P10~12)
 - ③教職員の服務規律確保と資質の向上 (P13~14)
 - 社会教育課関係
 - ①人権教育の充実 (P15~17)
 - ②青少年教育の充実 (P18~20)

【自己評価基準】

評価	評価区分	考え方
A	・計画どおり順調に進んでいる ・十分成果が上がっている	優れた取組や状況等が見られ、課題はほとんどなく、順調に計画が進んでいるもの
B	・概ね計画どおり進んでいる ・成果が見える	良い取組や状況等が見られ、若干の課題はあるものの、概ね順調に計画が進んでいるもの
C	・計画がやや遅れている ・一定の成果が見えるが改善が必要	計画の進捗がやや順調でないもの。また、一定の成果はあったが課題が生じたもの
D	・計画が大幅に遅れている ・成果が上がっておらず、抜本的な見直しが必要	課題が多く着手できていないか、着手してもほとんど成果が上がらないなど、計画がほとんど進まなかったもの

大崎町教育振興基本計画施策体系図



大崎町教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

(1) 令和2年4月1日現在の委員数 → 5人（男性3人，女性2人）

2 教育委員会定例会等の状況

(1) 令和2年度の招集回数

定例会 → 12回

(2) 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案・報告件数

議案件数 → 4件（令和元年度 6件）

報告件数 → 41件（令和元年度 46件）

(3) 会議録の作成方法

録音により会議録作成し，翌月の定例会で報告のうえ署名

(4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 定例会	○報告・協議事項 ・学校医，文化財保護審議会委員等6件の委嘱について報告 ・就学させる学校の指定の変更について報告 ・区域外就学について報告
5月 定例会	○報告・協議事項 ・学校運営協議会委員の委嘱について報告 ・大崎町奨学生選考委員会委員の委嘱について報告 ・大崎町教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について報告 ・スクールガード・リーダーの委嘱について報告 ○議事 ・令和2年度奨学生選考（1人）について可決
6月 定例会	○報告・協議事項 ・令和2年度一般会計補正予算（第2号）について報告 ・大崎町いじめ問題対策委員会委員等6件の委嘱について報告
7月 定例会	○報告・協議事項 ・大崎町障害のある児童生徒教育支援委員の委嘱について報告 ・中学校教科用図書採択について報告 ・学力向上プロジェクト夏期講座（中3対象）について報告 ・夏季休業中児童健全育成事業「遊びの学校」について報告
8月 定例会	○報告・協議事項 ・就学させる学校の指定の変更について報告 ・区域外の就学について報告 ○議事 ・大崎町教育委員会外部評価報告について可決

9月 定例会	○報告・協議事項 ・令和2年度一般会計補正予算（第3号）について報告 ・令和2年度一般会計補正予算（第4号）について報告
10月 定例会	○報告・協議事項 ・就学させる学校の指定の変更について報告 ○議事 ・大崎町教育委員会特定事業主行動計画について可決
11月 定例会	○報告・協議事項 ・就学させる学校の指定の変更について報告 ・区域外の就学について報告
12月 定例会	○報告・協議事項 ・令和2年度一般会計補正予算（第5号）について報告 ・区域外の就学について報告 ・就学させる学校の指定の変更について報告
1月 定例会	○報告・協議事項 ・入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について報告 ・就学させる学校の指定の変更について報告 ・区域外の就学について報告
2月 定例会	○報告・協議事項 ・区域外就学について報告
3月 定例会	○報告・協議事項 ・区域外就学について報告 ・令和2年度一般会計補正予算（第7号）について報告 ・令和3年度一般会計予算（当初予算）について報告 ・令和3年度一般会計補正予算（第1号）について報告 ○議事 ・令和3年度大崎町教育行政の重点施策の決定について可決

(5) 教育委員（教育長）の主な活動状況

- 4月－小中学校入学式，臨時校長会，大隅地区教育長会議など
- 5月－臨時校長会，学校訪問，中沖小学校地鎮祭，教科書採択協議会など
- 6月－学校訪問，ICT活用促進委員会，スマートフォン検討会，など
- 7月－学校訪問，臨時校長会，持留小災害視察，県教育長専門部会など
- 8月－遊びの学校開校式，学力向上セミナー開講式，学校訪問など
- 9月－交通指導，小中学校運動会，税の作品審査など
- 10月－CS運営委員代表者会，小・中学校ナイター陸上中距離記録会など
- 11月－学校訪問，分館対抗駅伝大会，大崎小創立150周年式典など
- 12月－地区教頭研修会，土曜授業，公民館分館長会など
- 1月－校門指導，土曜授業，大丸小研究公開など
- 2月－町子育て会議，人権同和教育担当者会，学校給食運営協議会など
- 3月－臨時教育委員会，公民館防火訓練，小中学校卒業式など

(6) 定例会において委員から出された主な動議について

- ・各学校のホームページの更新について
- ・避難勧告時の対応について
- ・不登校の状況について
- ・いじめの状況について
- ・通学路の外灯について
- ・学力定着度調査について
- ・コロナ発生時の消毒作業について
- ・ICT機器の納入状況について

(7) 定例会の工夫

- 各委員が行事等に参加した意見，感想の報告を毎月定例会において行う。
- 自由な提案や所見，指導等を発言できるよう討論の時間を設定している。
- 諸問題や事業内容の説明等，時節の話題について討議している。
- 定例会終了後，委員同士で意見交換を実施している。

3 教育委員の研修会等

4月15日	県教育行政説明会（鹿児島市）中止
5月14日	曾於地区教育振興会理事会・総会（志布志市）書面決議
7月27日	市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）書面決議
10月26日	市町村教育委員会委員研修会及び講演会（鹿児島市） 曾於地区教育委員会連絡協議会管外研修 中止

※ 反省点及び評価点

- 1 定例の教育委員会を開催し、教育委員会の権限に属する事務のうち、重要な案件について、審議及び決定を行った。また、教育行政全般に関する報告や情報・意見交換が積極的に行われ、適正な教育委員会の運営に努めた。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策については、文科省のガイドラインに則り感染対策に努め、教育委員会においても児童生徒、教職員等感染者発生時における初動策を作成し、感染拡大防止に努めた。
- 3 『GIGAスクール構想』の実現に向け、校内の通信ネットワークの整備並びに児童生徒1人に1台の端末を整備。さらに緊急時において各家庭でオンライン学習ができるよう環境整備に努めた。また各学校の先生方で構成される『ICT活用促進委員会』を設置し、ICT機器の有効活用等の協議を重ねた。今後はICT教育の目的である「自ら考え行動する創造的な人材の育成」に努めたい。
- 4 教育行政全般について、住民に周知すべき事項は、「広報おおさき」等を活用し広報や啓発に努めるとともに、教育委員の活動状況の周知を図るため、町ホームページに議事録を公表した。

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

1. 4月から3月まで定例・臨時の会議が月の行事計画に従って適正に運営されたとある。教育行政全般に教育長の活動は多岐にわたる。評価する。
2. 定例会で出された委員からの動議の主なもの
①各学校のホームページの更新②避難勧告時の対応について③不登校の状況④いじめの状況⑤通学路の街灯⑥学力の定着度⑦新型コロナウイルス発生時感染症の消毒作業⑧ICT機器の納入状況と多岐にわたることを評価する
3. 定例会の中では、各委員が当面した問題（感想・提言・指導・助言等）を討議し、意見交換をして共有化している。評価する。
教育委員会の研修会等が新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりにより開催を中止に追い込まれたことや書面決議になったことは、研修の深まり成果に影響したと推察できる。
4. 新型コロナウイルス感染症は、学校現場の教育変革に拍車をかけ「内容や方法」を大きく変えた。学校そのものが一斉指導の面と個別指導の面のメリットとデメリットを融合させようと大きく変わっている。『GIGAスクール構想』における通信ネットワークの整備、個に貸し出される端末機、オンライン学習等々によって救われる児童・生徒が出てきている。『自ら考え行動する創造的な人材の育成』に努めたいとしている。評価する。
5. 教育行政の中で住民に周知すべき事項は、『広報おおさき』等を活用して広報や啓発に努めている。町のホームページに議事録を公表していることも評価する。これからも幅広く全町民に共有される教育行政であり続けてほしい。
大事なことは「町の教育行政に町民の目を向かせること。」広報やホームページに目を通すように広報に町民を引き付けるような工夫が求められている。人間は自分の意に沿うことには目がいくが、自分と対極にあることにも目を向けさせることが大事ではないか。町民に教育行政の長所は当然だが問題点も知らせてほしい。

I 事業内容

事務事業名	学力向上推進事業
担当課	管理課
施策の方向性	II 未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施策	① 「確かな学力」の定着
目的	児童・生徒一人一人の能力や個性を伸ばさせるため、幼保小中の連携を深め、授業力の向上を図り、基礎的・基本的内容の確実な定着を図る。また、家庭との連携により、自己実現の育成に努め、学力の向上を目指す。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員指導力向上講座の実施（ICT, 授業改善） ・ 研究授業への指導 ○ 学力アップセミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中：中学3年生対象（4日間） ○ 家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭学習強調週間の設定

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
事業費	15,197	12,000	15,266	128,513	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評価

指 標		実 績	評価
①	鹿児島学習定着度調査 全ての学年・教科で県平均以上	小学校5年生…4教科中全て 中学校1年生…5教科中2教科 中学校2年生…5教科中4教科	B
②	指導力を向上させる研修の設定 (ICT活用, 講師派遣年間20回)	・ ICT活用促進委員会 年6回 ・ 講師派遣申請による研修18回	B
③	学力アップセミナーの実施	令和2年度は、4日間実施、数学・英語の学習を行い、毎回50名を超える生徒が参加した。	B
④	家庭学習強調週間の実施 実施率 100%	全てが学校が発達の段階に応じて家庭への課題を提示している。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校が連携して継続的な学力向上対策が図られている。 ・ GIGAスクール構想の実現に向けて、行政と学校が整備と研修の両方が計画的に進められている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師個人の学力向上に関する温度差が学力の差に表れている部分もあるため、目的の共有や研修の工夫を行う必要がある。 ・ 家庭における効果的な内容の工夫が必要である。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>令和2年度は、全国学力学習状況調査が中止となり、継続的な取り組みの成果が見えにくい状況であったが、鹿児島学習定着度調査の結果やGIGAスクール構想の整備状況から、さらなる学力向上が期待できる。教職員の資質向上や家庭との連携の在り方を今後も工夫・改善していきたい。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>総合評価を評価する。</p> <p>基礎基本のしっかりした土台の上に、発達段階に沿った学力を積み上げたい。学校教育は明治以来、教室で一斉教育が踏襲されてきた。</p> <p>『学力は生きていく上で働くもの』。換言すれば、人として生きていく上で必要な様々な問題解決力をつけること。全人的な資質や能力を身に付け、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力である。</p> <p>学力は、①知識・技能②思考力・判断力・表現力③主体性・多様性・協調性、の3極にまとめられる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響もあって学校は休校が続き、教室で勉強は様変わりしている。令和3年度からは町内の学校でも実施されるようだが、全国には先進の県で、在宅・引きこもり状態はオンライン学習による教育が取り入れられて救われた児童生徒の報道もあった。教育の内容も方法も変革の渦の中にあるが、それに期待したい。評価する。</p> <p>このような状況の下では一層家庭との連携が求められる。それぞれの家庭の環境をもっと学校（教職員）は知って子どもに対峙すべきではないか。課せられる家庭での課題（宿題等）は個に応じたものになっているか。家庭にはそれぞれ事情があって、それに対応できない場合がある。一律に課せられた学校からの課題にこたえられない場合もあろう。</p> <p>学力向上の自宅学習の課題は、家庭の事情を配慮し、個に応じた提示には工夫してほしい。「【方法】が変われば【内容】が変わる」。「【内容】が変われば【方法】も変わる」ものが教育の世界にも言える。</p> <p>令和3年度からは、児童生徒にタブレット端末が入ることになっているという。技術革新（イノベーション）、ICT活用は留まるところがない。素地としての環境づくりを進めてほしい。</p> <p>新しい方法や内容はメリットだけではない。デメリットを生んでいる。現代、特に全面的に発達する基礎・基本になる幼・少年期における生活経験で体験する活動が不足しがちだと言われる。これまで引き継がれてきている教育の良さは、例を挙げると→おふくろの味（味覚）、デジタル機器による目・耳などの五官だけでなく脳にも影響が出ると言われる。、道具（刃物の使い方等）を疎かにしないしてほしい。</p>
---------	--

I 事業内容

事務事業名	幼・保・小・中連携推進事業
担当課	管理課
施策の方向性	II 未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施策	④ 幼・保・小・中連携の推進
目的	おおらか・さわやか・きわやかな人を育てる大崎の教育を実現するため、校種間を超えて、共通した教育実践を推進する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校種間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中連携推進委員会（共通実践事項，研究会）の実施 ・ 幼保小連携の会の実施 ○ 療育施設との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育参観，情報交換の実施

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
事業費					

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標	実 績	評価
① 小中連携による教育活動の実施 実施率 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業 2 分前着席， 1 分前黙想 ・ 語先後礼のあいさつ ・ 全ての学校が創意工夫し指導 	A
② スタートカリキュラムの作成 小学校作成率 100% 幼保との共有した改善の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての小学校が作成済み ・ R 2 年度は幼保小連携の会は中止 	B
③ 療育施設との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象幼児の様子を教育委員会と当該小学校教職員が参観 	B
④ 中学校における 1 年生 1 学期の欠席 10 日以上 新規 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 2 年度 2 人（新規 1 人） 	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中連携における，共通実践によって，落ち着いた学校生活を送る素地ができつつある。 ・ 中学校進学を見据えた活動が，コロナ禍の状況でもできることを工夫し実行することができた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナの感染状況によって，参観や交流等が困難な場合があり，状況の回復が期待される。 ・ 共通実践を行うことが目的となり，本来の目的を見失い，児童生徒への指導に

	なっているケースもみられる。
--	----------------

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>小中の共通実践は、行動の型をつくることで、精神的な安定を図ることにつながり有効な手段である。今後は、家庭や地域にも理解を得ながら実践の場を広げる手立てを工夫していきたい。</p> <p>また、幼保との関係も保健福祉課とも連携を図り、情報交換や共通実践に協力を得られるように努力していきたい。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>『三つ子の魂百まで』の諺を引くまでもなく、幼年期、保育園時代、小学校（低・中・高）時代、中学校時代、青年期と成長の時期で身に付けることが変化していく。それは健全な社会人になるために必要だと考える。</p> <p>「型から入る」、「行動様式の一般化・型をつくる」ことは組織が集団に対して基準や規律の中で行動をパターン化することは大事なことであり評価する。</p> <p>①『礼に始まって礼に終わる』『操作の手順』『無駄のない効率的な形式的な流れ』は、それを実行する側の内容面に「認識のずれ」があると『形だけに終わり、本物にまで高まらない』こともある。社会性を培う機会のない子どもの中には、自己管理の習慣が少なくダラダラと独りゲームなどで時間を浪費するという。学校が家庭の教育力に注文を付けなければならない現実を踏まえれば、行動の型のパターン化は、家庭の理解を得て、行動の型の実践の場を広げるためにも精神的な安定を図ることにつながり有効であると評価する。</p> <p>②この事業で大事なことは、それぞれの育ち（発達段階における）の中で、体験を通して習慣づけることである。『それぞれの成長の過程で何を学ばせるか・何を学ばせたいか』を共通認識するための研修会の必要を感じる。</p> <p>先を急ぎすぎているか。『急がば回れ』。自立心や豊かな感性は、幼保・少年期のその時でなければ身に付かないことが多い。基礎的な体験や生活経験をさせて、しっかり五感を育てるプログラムの研修も入れてほしい。</p> <p>～就学前の5歳児を対象にした中教審の特別委員会は、小学校教育の前倒しではなく、学習に向かう力を育てる『五感を使った体験重視を！』確認したと報じた。（令和3年8月11日 南日本新聞〔学ぶ NIE〕）</p> <p>Ⅲの自己評価（10P）には、①の評価は、共通実践に入る前段の研修や実践を経て、結果としての〔A〕と評価している。</p> <p>児童・生徒の発達段階、学校差、教師の学級・授業経営、実践的指導能力や技術を超えた共通理解・共通認識・情報交換の積み重ねは教師の個を超えたものでありたい。</p> <p>事業の成果と課題の中で（10P）</p> <p>～共通実践を行うことが目的となり、本来の目的を見失い、児童生徒へ指導が地についていないケースもみられる～を挙げている。</p> <p>学力向上のポイントの一つは、意識改革すなわち教職員の資質向上・実践的指</p>
---------	--

導力を研修で高めること。そして家庭や地域にも理解を得ながら実践の場を広げる手立ての工夫することではないか。学校職員の間にある教師間の温度差に注目していることを評価する。

総合評価の最後に～幼保との関係も保健福祉課と連携を図り，情報交換や共通実践に協力を得る努力を！～とあるが，必要不可欠なことと評価する。

I 事業内容

事務事業名	教職員資質向上事業
担当課	管理課
施策の方向性	Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
施策	② 教職員の服務規律確保と資質の向上
目的	教職員として、常に資質向上を意識し、全ての教職員が地域からの信頼を得ることによって、充実した教育活動の推進を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス規律に関する研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な研修と状況に応じた指導 ○ 組織体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントに関する相談窓口の設置 ・ 教職員組織の体系化 ○ 研修機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外研修参加の推進

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
事業費	310	370	203	110	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評価

指 標		実 績	評価
①	サービスに関する指導の充実 ・ 校内指導 月2回以上	・ 全ての学校が年間20～30回程度	A
②	サービス規律違反 0件	・ 教職員による交通違反 3件	B
③	ハラスメント窓口設置 ・ 各学校設置	・ 全ての学校で男女別に設置済	A
④	研修機会の確保 ・ 校外研修機会確保	・ オンラインを活用した全国的な研修 ・ 先進校派遣	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校において計画的な指導や緊急指導において、対応し教職員への指導が徹底できている。 ・ 土曜講座や自主研修など積極的に情報収集する職員がみられる。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通違反の報告があり、信頼を損ないかねない事案がみられる。 ・ ハラスメントの窓口において相談しやすさなど、今後も工夫・改善する必要がある。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>全体的な研修や指導と個別の指導の両面で服務規律の厳正確保や資質向上は図られる必要があるが、いかに個人の自覚と責任を維持・向上させるか、継続的な工夫・改善が必要である。</p> <p>体罰や交通違反など、あってはならない事案を生じさせない不断の指導を行っていききたい。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>『倫理上の問題と職業に対する姿勢』が柱になっている。</p> <p>「服務規律厳正確保や教職員としての資質向上の努力」義務であり責任である。目的→～教職員として常に資質向上を意識し、すべての教職員が地域からの信頼を得ることによって充実した教育活動の推進を図る。～を挙げる。</p> <p>3. 総合評価で～いかに個人の自覚と責任を維持・向上させるか、継続的な工夫・改善が必要～とある。評価する。</p> <p>『馬が水を飲むかどうかは馬次第』のことわざ（諺）通り、個々の職員のモチベーション（動機づけ）や意識を持っているか、法令順守（コンプライアンス）や守秘義務等が認識できているか、本人が教職員として社会的責任を感じているか、これらは、教職員一人一人の教師としての自覚にかかっている。</p> <p>求められているのは、人として、教師として、社会人として、親として、組織人として、社会倫理・道徳観の向上であろう。</p> <p>①心に届く研修が求められる。この事業が全教職員の一人一人に、資質向上に努力し働きかけようとしている。評価する。</p> <p>②教職員は、地域住民の気持ちに沿っているか。</p> <p>校区外に住むことは個々の事情によると思うが、心情として「勤務校の住民である」と意識しておれば、信頼を裏切らない。研修の場が必要な気がする。</p> <p>勤務日でない日の催し（例えばPTA行事）が学校でもたれるが、職員も会員である。子どもの教育に携わる今や将来の教職員生活に生かすためにも参加してほしい。</p>
---------	---

I 事業内容

事務事業名	人権教育の充実
担当課	社会教育課
施策の方向性	I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
施策	② 人権教育の充実
目的	「一人ひとりの人間は、それぞれ異なった多様な価値をもっているものであり、そのような一人ひとりの固有な価値をお互いに認めあうことが大切である。人は、みな同じだから平等ではなく、人はみな違うからこそ平等でなければならない」という理念の下、生涯学習の視点から人権教育を推進する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・町報誌等を通じて人権問題啓発の周知を広く図る ○児童生徒への人権啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・人権標語・作文の表彰や朗読を通じて人権教育の向上を推進していく ○人権教育の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・行政窓口で働く町職員等への継続的な人権問題研修の実施

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
事業費	73	81	82	40	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価
①	推進体制の充実	人権啓発の推進体制は、県や近隣市町とも連携を図り、役場本・支庁舎での懸垂幕による周知やパネル展の展開等、様々な形で実施しており、継続的に推進している。	A
②	学習機会の拡充	生涯学習の家庭教育において、各学校単位での保護者を含めた人権教育を行う等、早い段階からの教育を展開している。また、町職員においても、例年研修等を通じ自己研鑽に努めている。	B
③	人権教育の環境づくり	人権問題については、いつでも・どこでも・だれでも学ぶべき教育であり、生涯学習教室や社会教育講座等を通じての啓発を継続していく。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	「人権教育は全ての教育の基本」と位置づけている教育行政の中で、社会教育の取組みは、広く啓発周知を行った。人権フェスタにおける講演会の開催や小学生による人権作文の朗読を行い、人権啓発強化期間では、庁舎等に懸垂幕やパネル等を使用し周知を図った。
課 題	人権教育は、いつでも、どこでも、だれでも繰り返し学ぶことで、成熟度が増すものと思われるため、一人ひとりの意識の中に深く根ざすまで継続した啓発や周知が求められる。町内における様々なイベント等の機会を通じ、人権啓発は継続することが重要である。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
<p>人権問題啓発に関しては、これまでの継続した啓発活動の影響もあり、広く周知が図られているものと思われる。特に、児童生徒への取組みの中で人権問題に関する講演や表彰を行うことで、早い段階での問題意識を持たせることは、青少年の健全育成の過程において重要である。また、保護者や地域住民、役場職員においても繰り返し人権問題に学び、触れることで身近な事として認識する必要がある。世界的に社会環境が変化する中で、正しい人権問題意識を持続させることは非常に大切で、さらに啓発活動を活発化させる必要がある。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>『一人一人の町民の心に届く人権教育を！』</p> <p>『人権』は生きていく根幹である。～「人権」とは「人間が人間らしく生きていくために誰からも侵されない基本的な権利」～2020・6・11 南日本新聞〈社説〉「県人権計画改定」引用</p> <p>3の総合評価で～人権問題啓発に関しては、これまでの継続した啓発活動の影響もあり、広く周知が図られているものと思われる～</p> <p>繰り返しの啓発によって、町民に「知識」としては言葉としては行きわたっていることは評価する。しかし、「一人一人の認識にまで高まっているのだろうか」。</p> <p>一人一人に大事なことは、『人権に関する知識・理解と、自分の大切さとともに他の人の大切さも認める』人権感覚をバランスよく身に付けること。「人権の意義・内容や重要性の理解と自分の大切さと同じように他の人の大切さも認めること」。「知識は持っているが、認識まで高まっていない気がする」。人権に関する知的理解と人権感覚（他人を自分の価値と同じに見たり、同じ態度で接したりすること）を身に付けることは難しい。</p> <p>町内にも国籍が違い外国の文化を身に付けている人々が多く住んでいる。留学生・農場で働いたり学んだりしている実習生・日本人と結婚している人の立場等々の異文化を受け入れる心の広さを持ちたい。</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」や「高知県人権施策基本方針」のように</p>
---------	---

人権課題を明確に打ち出した人権教育の啓発によって、一人一人が「人権感覚」を高め、日常生活に活かしていくことだと思う。

いろいろな状況下で具体的な態度や行動に現れる人権が尊重される〈環境づくり〉その構築に努力していることを評価する。

〈人権教育の充実〉の人権問題が掛け声に終わらずに具体的事象で啓発すると一人一人の問題として受け取られるのではないか。高知県の10の人権課題のように、大崎町の緊急の人権課題として洗い出してみてもどうか。

I 事業内容

事務事業名	青少年活動推進事業
担当課	社会教育課
施策の方向性	IV 青少年の健全育成及び地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
施策	③ 青少年教育の充実
目的	町内の子どもたちが、学校間を越えて異年齢集団による様々な直接体験を通して、主体性・創造性・社会性などを身に付け、「生きる力」を育み心豊かな青少年の健全育成を目指す。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・各種の直接体験学習等を通じ規律性や協調性の醸成に努めている ○地域の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・学校の長期休業期間中のパトロール等を行い、健全育成に努めている ○児童生徒の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢や他地域の児童生徒と交流する中で、集団生活を通じ自立性や他者への感謝等の情操教育を育む

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
事業費	3,065	2,995	2,839	1,905	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標	実 績	評価
① 青少年活動事業の妥当性	青少年活動事業実行委員会において事業の趣旨を理解して頂き、青少年健全育成に資する目的で事業展開することを確認している。	A
② 青少年活動事業の効率性	事務局での企画運営やNPO等への委託を通じて、適切な事業展開を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大幅な変更を余儀なくされた。	B
③ 青少年活動事業の公平性	町内の各小中学校と連携し児童生徒や青少年への事業周知を図る一方で、町の広報紙や電子媒体等を通じ広く周知した。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>毎年、青少年活動事業実行委員会において、青少年の健全育成を目的とした各種の体験活動を年次計画として承認頂き実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、一部事業の中止を余儀なくされた。そのような状況下でも、小中学校の夏季休業期間中に児童生徒等を集め自主学習や体験活動の場を提供できた。また、親子での体験学習の機会を通じて、社会教育における子どもたちの情操教育の向上に努めた。</p>
課 題	<p>今般の新型コロナウイルス感染症は、収束の時期が見通せないため、各種事業の実施には国等の指針を遵守しながら行っていく必要がある。他方で青少年の健全育成もこれまで培ってきた実績等を継続させたいことから、新しい手法や開催方法等を模索し柔軟で効果的な内容の事業を展開したい。</p>

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
<p>青少年教育は、地域に根ざした数多くの体験活動を展開することで、地域住民との関係性の強化や次代のリーダー育成の役割を持っている。社会環境が厳しい状況下であっても、児童生徒や青少年の健全な情操教育は絶えることなく必要である。行政や地域住民が知恵を出し合い連携を深め、国等の指針に則り事業展開を継続することで、青少年の人格形成に大きく影響するものと思われる。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>1. 施策の方向性→①青少年の健全育成②子どもを守り育てる環境づくり この事業は、各種の直接体験学習が①で長期休業中のパトロールが②ということになるのだろうか。③児童生徒の資質の向上のための交流が集団生活を通じ自立性や他者への感謝等の情操教育を育むということだろうか。評価する。</p> <p>2. 目的→～町内の子どもたちが、学校間を越えて異年齢集団による様々な体験活動を通す。</p> <p>3. 町内の各小中学校と連携して、地域に根ざした数多くの体験活動を展開することで地域住民との関係性の強化になっているとある。評価する。 次代のリーダー育成の役割を持っている。具体的にどこでどのようにつながっているのだろうか。それを知りたい。</p> <p>4. この事業が全小学校区の児童生徒を対象とし、参加してくることを意図していることを評価する。 子どもたちの現状はどうだろうか。 昔、子どもたちは、群れて自分たちで考え、自らの行動を実行し、実践の中で試行錯誤の中で成功・失敗を重ね、遊びの中で学び取っていた。 今、子どもたちが群れて大人の力を借りずに自分たちで遊びのプランを立て遊びを組み立てて、それを実際の遊びにまでもっていく姿が見られないような気がする。友だち一緒にいながら「独り」で個々にゲームを楽しんでいる姿は昔</p>
---------	--

の子ども社会には見られなかった。

「プログラミング」を学習する学校のことをテレビで視聴したが、この事業がきめ細かな個と集団の有機的なつながりをつくり、子どもたちが主体性・創造性・社会性などを身に付けるようなものになることを願っている。

P18の③に青少年事業の公平性が〔A〕とあることを評価する。子ども会は、全ての子どもを対象にして、全町内の子どもの参加の実現を期待する。

また、大人の都合で、集落の公民館に「属している・属していない」という子どもの現状は、何とか解消してほしいものである。

地域に根ざした数多くの体験活動を展開することによって児童生徒の健全な情操教育のために、行政や地域住民が知恵を出し合って事業を進めようとしていることを評価する。